

教職員元氣回復・健康維持増進事業

県委託事業

長崎県教育委員会では、県内の公立学校を対象に校内研修として実施する教職員の心身の健康づくりに関する講座・講演を支援するため、講師派遣経費（謝金・旅費）を助成します。

実施期間：4/1～3/31※

※年度末までに報告および支出が完了できるものに限る

県内公立学校のみなさま！

外部からの講師を招いて健康講座を実施しませんか？

講座の例

- ・メンタルヘルス講座
- ・ヨガ講座
- ・生活習慣病防止のための食生活講座
- ・保健指導 等

助成内容

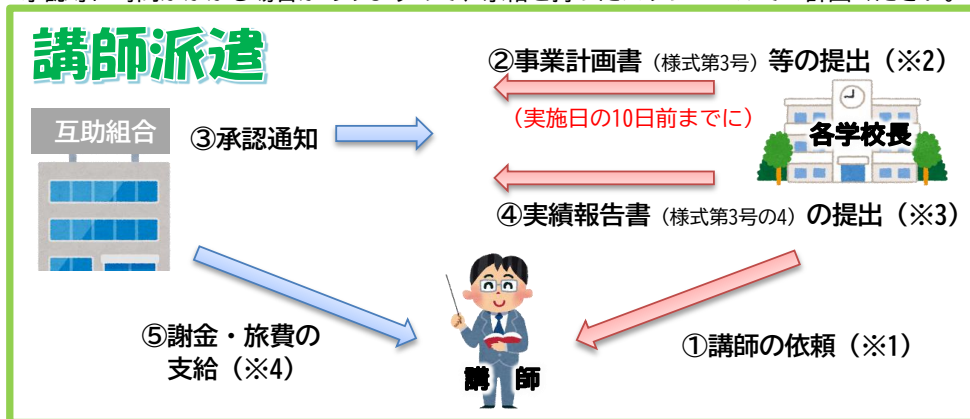
- ・講師の謝金・旅費
謝金単価
1時間**5,500円** 最大4時間まで
- ・会場・機材借上料、運搬費、通信費 1講座最大20,000円まで

その他

- ・複数校で合同開催される講座、地域単位で開催される講座も対象
- ※リモートによる開催も対象！

■ 実施計画から講師派遣経費助成まで

承認等に時間がかかる場合がありますので、余裕を持ったスケジュールでご計画ください。



- ※1 原則、長崎県内在住及び勤務者を講師として依頼できます。学校での講師の選定ができない場合や、県外在住の講師を招集する必要があるなどの場合は、県教育庁福利厚生室(TEL 095-894-3342)にご相談ください。
- ※2 「事業計画書」等は、互助組合ホームページ様式集（県委託事業関係）から取得してください。
- ※3 「実績報告書」に添付する書類
「旅費請求書及び口座振込依頼書」（様式第3号の2）
「旅費内訳書」（様式第3号の3）
旅費は、「職員の旅費に関する条例」及び「職員の旅費支給に関する規則」等の県費に準じた取扱いとなります。（公共交通機関での算定）航空機利用の場合は、領収書・搭乗券等、宿泊を伴う場合は、宿泊先の領収書等も提出してください。
- ※4 講師には、源泉徴収税を控除後、互助組合から指定口座に振り込む旨をお知らせください。（会場・機材借上料などの経費は、施設・業者の請求書に基づき実施後に互助組合から支払いますので、実績報告書（様式第3号の4）等に添えて提出してください。）

【問合せ先】総務・現職互助部班 講師派遣事業担当

電話 095-824-4721 E-Mail s40079@pref.nagasaki.lg.jp